

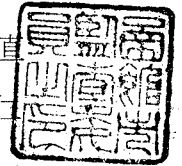


函館市監査公表第32号

函館市長および函館市教育委員会教育長から、平成26年度行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年12月2日

函館市監査委員	山	田	潤	一
函館市監査委員	植	松		直
函館市監査委員	吉	田	崇	仁
函館市監査委員	阿	部	善	一



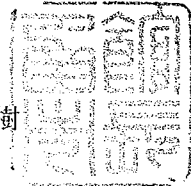
函 総 情

平成27年11月18日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	総務部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他 （ 行政監査 ）		
監査等実施期間	平成26年12月25日～平成27年5月15日	講評日	平成27年5月21日
調査対象事項名	電算システムの個人情報に係るセキュリティ管理について		
指摘事項，意見・要望事項			
(監査意見)			
「住民情報システム」，「財務会計システム」以外で，それぞれの電算システムに対応した個人情報保護の管理に係る要領等を作成，もしくは外部から示された要領等により電算システムを運用しているものについては，全体の数からしてみれば少数である。 秘匿性の高い情報を扱うもの，大量の情報を取り扱うものなどについては，情報システム課で一定の要件を定め，当該電算システムの取扱要領の作成をデータ保護管理規程において明文化することが望ましい。また，各部局においてはシステムの安全管理に係る規程を整備する際には，積極的に情報システム課から助言を受けるよう努めるべきである。			
措置内容，対応・考え方			
(対応)			
電算システムに係る取扱要領作成の必要性については，あらかじめ，秘匿性の高い情報の有無または取り扱う情報量等の定量的要件を限定することは難しいことから，「函館市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」を一部改正し，電子計算機の設置・更新・増設にあたって，データ保護管理者と事前協議するための様式において，要領の作成を協議事項として明示し，当該協議の中で，その運用実態等を勘案しながら，総合的に判断することとしたところです。			

函 総 務

平成27年11月18日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	総務部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他 （ 行政監査 ）		
監査等実施期間	平成26年12月25日～平成27年5月15日	講評日	平成27年5月21日
調査対象事項名	電算システムの個人情報に係るセキュリティ管理について		
指摘事項、意見・要望事項			
(監査意見)			
1 各部局に対する監査意見			
(防災地理情報システム、武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム)			
(1) データ保護管理規程への要領等作成の明文化（人的管理）			
2 個別のシステムに対する監査意見			
(防災地理情報システム)			
(1) パソコン起動時のパスワード定期更新（人的管理）			
措置内容、対応・考え方			
(対応)			
取扱要領の整備については、平成27年9月29日付けデータ保護管理者総務部長通知「函館市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程の一部改正に伴う取扱いおよび経過措置について」の「3 電子計算機の設置状況に関する報告」により、データ保護管理上必要な措置を情報システム課と協議しており、本年中に作成することとしております。			
また、「防災地理情報システム」に係る端末起動時のパスワードについては、定期的な更新を行っており、今後も安全確保の徹底に努めてまいります。			



函 財 管
平成27年11月20日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 博



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	財務部管理課		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ <u>その他（行政監査）</u>		
監査等実施期間	平成26年12月25日～平成27年5月15日	講評日	平成27年5月21日
調査対象事項名	電算システムの個人情報に係るセキュリティ管理について		
指摘事項、 <u>意見・要望事項</u>			
1 各部局に対する監査意見			
(1) システム管理に係る独自の要綱整備に係る見直し			
措置内容、対応・考え方			
財務部が所管している「市公共施設等通勤用自動車駐車使用管理システム」、「イメージファイリングシステム」、「家屋評価システム」、「地番町割図管理システム」、「過年度収納情報管理システム」および「地方税ポータルシステム対応ASPサービス」につきましては、函館市個人情報保護条例および函館市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程に基づき、これまでも適切に個人情報の管理を行ってきたところですが、一方で、昨今、個人情報の適切な管理に係る社会的な要請が益々高まってきている状況がありますことから、より厳格な個人情報の管理に資するため、今後、内容の検討を進め、各システムに対応した個人情報管理に係る要領等の策定を検討するとともに、個人情報を厳重に管理する体制を整備いたします。 個別的には、他のネットワークに接続せず独立して運用している「市公共施設等通勤用自動車駐車使用管理システム」に係る要領につきましては、当該システムから個人情報データを外部へ移動させることを制限する趣旨の規定を特に盛り込んで策定する予定であるほか、内容全般につきましては、総務部情報システム課等の関係部局に対し、適宜確認を依頼したいと考えております。 同じく、独立系のネットワークで運用している「家屋評価システム」につきましては、執務室内にサーバーを設置して運用しておりますが、現行の事務処理マニュアルを徹底するとともに、サーバーやクライアントの施錠などによる管理方法についてもあわせて検討いたします。			

「イメージファイリングシステム」、「地番町割図管理システム」および「地方税ポータルシステム対応ASPサービス」につきましては、現行の事務処理マニュアルに、セキュリティ対策、リスク管理およびスケジュール管理に関する規程を盛り込むとともに、万が一システム障害が発生した時に即時に対応できるよう、組織内の職員で知識を共有していくよう努めてまいります。

「過年度収納情報管理システム」につきましては、過年度の個人の納付状況等、個人情報を大量に取り扱うものでありますので、現在、総務部情報システム課の助言を受けながら、セキュリティの保護、リスク管理を考慮した管理運営要綱を作成中であり、個人情報を厳重に管理した体制を整備いたします。

また、本年5月に発生した日本年金機構における個人情報流出問題を踏まえ、財務部税務室では、全ての個人情報について、原則、インターネットに接続可能なネットワーク上のパソコン機器等における一切の処理および保存を禁止することとし、個人情報流出のリスクを限りなく低くする措置を講じました。



函 財 管

平成27年11月20日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	財務部管理課		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ <u>その他（行政監査）</u>		
監査等実施期間	平成26年12月25日～平成27年5月15日	講評日	平成27年5月21日
調査対象事項名	電算システムの個人情報に係るセキュリティ管理について		
指摘事項、 <u>意見・要望事項</u>			
1 各部局に対する監査意見			
(2) 外部接続に係るネットワーク構成の掌握と組織での情報共有			
措置内容、対応・考え方			
税務室で使用している地方税ポータルシステム対応ASP サービスは、市民税担当においては、個人の収入、家族状況等の個人情報を、資産税担当においては個人および法人の資産状況や住所・電話番号等の個人情報を大量に取り扱うものであります。 当該システムに万が一障害が発生した際に速やかに正しく復旧出来ない場合、個人情報の管理に係る当市への信頼を損ないかねず、ひいては賦課業務に多大な支障を来すことから、セキュリティ対策を含めた総合的なマニュアルを作成したうえで、担当職員以外の職員にも当該システムの操作方法等を習得する機会を設け、個人情報に係るセキュリティのリスク管理に対する知識等を深めるよう努めてまいります。			

函 市 民

平成27年11月18日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工藤 壽樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	市民部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ <u>その他（行政監査）</u>		
監査等実施期間	平成26年12月25日～平成27年5月15日	講評日	平成27年5月21日
調査対象事項名	電算システムの個人情報に係るセキュリティ管理について		
指摘事項、意見・要望事項			
1 各部局に対する監査意見			
(1)システム管理に係る独自の要綱整備に係る見直し			
(2)外部接続に係るネットワーク構成の掌握と組織での情報共有			
措置内容、対応・考え方等			
市民部で運用管理する電算システムのうち、国保総合システム、保険者Webシステム、国保データベースシステム、特定健康診査等システムおよび北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システムについては、外部機関が主導で所管し、かつ、大量の個人情報を取り扱う電算システムであり、このたびの監査意見のとおり、個人情報の安全管理を図るうえでの明文化されたものではありませんでしたので、これらのシステムの運用管理に係る要綱を制定し、適正なシステムの運用管理に努めてまいります。 なお、当該要綱には、ご指摘の外部接続に係るネットワークの管理のみならず、システムの運用全般にわたる適正な管理方法を規定するとともに、システム運用責任者を組織内に配置し、その確保に努めていくこととしております。 今後は、同責任者を中心にネットワーク全体の構成、それに附随する市関連設備の状況把握および障害発生時における外部接続先機関との連携対策等を図っていくほか、人事異動などにより新たに配置された職員に対しても、当該システムに係る全般的な研修を実施し、組織内での情報の共有化を徹底してまいります。			

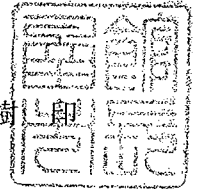
函 福 管

平成27年11月20日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工藤 壽樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	保健福祉部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他（行政監査）		
監査等実施期間	平成26年12月25日～平成27年5月15日	講評日	平成27年5月21日
調査対象事項名	電算システムの個人情報に係るセキュリティ管理について		
指摘事項、意見・要望事項			
①システム管理に係る独自の要綱整備に係る見直し			
②外部接続に係るネットワーク構成の掌握と組織での情報共有			
措置内容、対応・考え方等			
①個人情報保護条例やデータ保護管理規程だけでは、個人情報の安全管理が不十分なケースに対応するために、10月5日施行のデータ保護管理規程の一部改正により、電子計算機設置課において、管理運用要領の整備が求められていることから、明文化されたものがないシステムに関しては要綱・要領等を作成し規程の整備を進め、安全管理の徹底に努めてまいります。			
②担当課において、外部接続に係るネットワーク構成に関する知識や、組織内における知識の共有が不十分であることの指摘を受け、あらためて組織内でのマニュアルの確認や知識の共有の徹底を図るとともに、担当だけで完結する現行体制から、運用・保守・セキュリティなど業務ごとに責任分掌をし、チェックできる管理体制にすることや、複数の担当者でシステムを運用することなどの対応をしてまいります。			



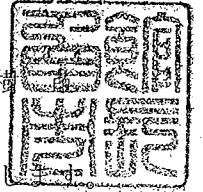
函 子 企

平成27年11月20日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり通知し

部 局 名	子ども未来部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他（行政監査）		
監査等実施期間	平成26年12月25日～平成27年 5 月15日	講評日	平成27年 5 月21日
調査対象事項名	電算システムの個人情報に係るセキュリティ管理について		
指摘事項、意見・要望事項			
(1) 個々の電算システム管理に係る独自の要綱整備に係る見直し			
(2) 外部接続に係るネットワーク構成の掌握と組織での情報共有			
措置内容、対応・考え方等			
(1) データ保護管理規程の一部改正により、管理運用要領の整備が求められましたので、今後における個人情報のセキュリティ管理徹底の観点から、個々の電算システムについて、管理運用要領の整備を図りたいと考えております。			
(2) 部のシステム担当者のほか、電算システムを運用する課ごとにシステム担当者を2名定めるなど、情報を共有し、経年による知識の散逸を防ぎ、障害発生時のリスク管理に備えたいと考えております。			

函 土 管

平成27年11月20日

措 置 通 知 書

函館市監査委員 様

函館市長 工藤 壽樹

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12号の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	土木部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・ その他（行政監査）		
監査等実施期間	平成26年12月25日～平成27年5月15日	講評日	平成27年5月21 日
調査対象事項名	電算システムの個人情報に係るセキュリティ管理について		
指摘事項，意見・要望事項			
ネットワークからの物理的切断，もしくは接続時のウィルス対策などの徹底			
措置内容，対応・考え方等			
電算システム（函館市地番図システム（河川））につきまして使用時以外は起動キー（USB）は常に外し，別の場所に施錠した上で管理してまいります。 これまでは印刷時にネットワークへ接続しておりましたが，印刷の必要が生じた場合には，PDFのような電子フォーマットへの変換を行い，他のパソコンから印刷をするよう，徹底してまいります。 今後におきましても，電算システムに係る ID およびパスワードの管理，個人情報の適正な管理に努めてまいります。			

函 教 管

平成27年11月20日

改 善 措 置 通 知 書

函館市監査委員 宛

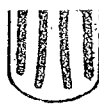
函館市教育委員会

教育長 山本 真也



地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12号の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	教育委員会		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・ その他（行政監査）		
監査等実施期間	平成 26 年 12 月 25 日～平成 27 年 3 月 25 日	講評日	平成 27 年 5 月 21 日
調査対象事項名	電算システムの個人情報に係るセキュリティ管理について		
指摘事項，意見・要望事項			
1 電算システムに係る人的管理について			
(1) パソコン起動時のパスワード定期更新			
「各部局が所管する電算システム」の一部には，端末起動時の初期画面のパスワード管理のみのものもあった。本来であればシステム動作時の I D・パスワード設定による管理が望ましいが，システムの改修や更新が困難であるならば，今後も端末起動時のパスワードの定期的な更新を行うなど，安全確保の徹底を望むものである。			
(2) システム管理に係る独自の要綱整備に係る見直し			
それぞれの電算システムに対応した個人情報保護の管理に係る要領等を作成，もしくは外部から示された要領等により電算システムを運用しているものについては，全体の数からしてみれば少数である。			
各部局においてはシステムの安全管理に係る規程を整備する際には，積極的に情報システム課から助言を受けるよう努めるべきである。			
措置内容，対応・考え方等			
1 電算システムに係る人的管理について			
(1) パソコン起動時のパスワード定期更新			
「就学援助システム」の管理については，今後，端末起動時の初期画面パスワードの定期的な更新により，安全確保を図っていきます。			
また，今後のシステム更新の際には，I D・パスワードの設定を行ってまいります。			
(2) システム管理に係る独自の要綱整備に係る見直し			
独自の要綱が未整備のシステムについては，その整備に向け情報システム課から助言を受けながら，適切に作成し運用していくよう努めてまいります。			

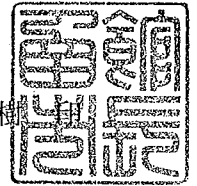


函 企 管 総
平成27年11月19日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工藤 壽樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	企業局		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他（行政監査）		
監査等実施期間	平成26年12月25日～平成27年5月15日	講評日	平成27年5月21日
調査対象事項名	電算システムの個人情報に係るセキュリティ管理について		
指摘事項、意見・要望事項			
1 人的管理について			
(1) パソコン起動時のパスワード定期更新			
(2) システム管理に係る独自の要綱整備に係る見直し			
2 物理的対策について			
(1) ネットワークから物理的切断、もしくは接続時のウィルス対策等の徹底			
(2) パソコンラックまたはワイヤー等の設置			
措置内容、対応・考え方等			
1 人的管理について			
端末起動時の初期画面のパスワード管理のみのシステムについては、システム動作時のID・パスワード設定を加え、改善を図っております。			
今後は、パスワードを定期的に更新し、安全確保の徹底を図ってまいります。			
また、独自の要綱が未整備のシステムについては、早急に整備し、運用してまいります。なお、要綱を整備する際には、積極的に情報システム課から助言を受け、適切に作成するよう努めてまいります。			
2 物理的対策について			
ネットワークからの物理的切断等に関する意見のあったシステムについては、システム本体に最新定義のウィルスソフトを導入し、改善を図ったところでございますが、今後は更なる安全対策のため、専用回線での運用等について検討を進めてまいります。			
また、パソコンラックまたはワイヤー等の設置に関する意見のあったシステムについては、この度の意見後、直ちに盗難防止用のワイヤーを取り付け、改善を図っております。			

平成26年度行政監査の概要

1 監査のテーマ 電算システムの個人情報に係るセキュリティ管理について

2 監査の実施期間 平成26年12月25日～平成27年5月15日

3 監査の目的

各部局が所管するそれぞれの電算システムのサーバ、端末およびネットワークなどの管理運営、特に個人情報の漏えい防止に係る対策が適正に行われているかを検証し、情報化社会における自治体職員の危機管理意識の醸成と、個人情報漏えいの未然防止に資することを目的とし、行政監査を実施した。

4 監査結果および意見

電算システムで個人情報を利用するすべての部局において、住民情報システム、財務会計システムのほか、各部局が所管する電算システム等95システムの調査を行い、以下のような監査意見を付した。

(1) 電算システムに係る人的管理

- ア パソコン起動時のパスワード定期更新
- イ データ保護管理規程への要領等作成の明文化
- ウ システム管理に係る独自の要綱整備に係る見直し

(2) 電算システムに係る技術的対策

- ア 外部接続に係るネットワーク構成の掌握と組織での情報共有

(3) 電算システムに係る物理的対策

- ア ネットワークから物理的切断、もしくは接続時のウィルス対策等の徹底
- イ パソコンラックまたはワイヤー等の設置

5 各部局の監査意見の対象状況

※対象となった事案の欄に○を付した

所管部局	各部局に対する監査意見			個別のシステムに対する監査意見		
	人的管理 (1)イ	人的管理 (1)ウ	技術的対策 (2)ア	人的管理 (1)ア	物理的対策 (3)ア	物理的対策 (3)イ
	データ保護管理規程への要領等作成の明文化	システム管理に係る独自の要綱整備に係る見直し	外部接続に係るネットワーク構成の掌握と組織での情報共有	パソコン起動時のパスワード定期更新	ネットワークから物理的切断、もしくは接続時のウィルス対策等の徹底	パソコンラックまたはワイヤー等の設置
総務部	○			○		
財務部		○	○			
市民部		○	○			
保健福祉部		○	○			
子ども未来部		○	○			
農林水産部				○	○	
土木部					○	
教育委員会事務局		○		○		
選挙管理委員会事務局		○				
企業局		○		○	○	○
病院局		○				